

「保有個人情報利用停止請求書」記載に当たっての注意事項

1 「氏名」,「住所又は居所」について

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による利用停止請求の場合は、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」について

3 ~ に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」について

開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等を記載してください。なお、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1項第1号）

法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1項第2号）

開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第1項第3号）

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」について

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「法第36条第1項第1号該当」、「法第36条第1項第2号該当」のいずれか該当する に✓を記入してください。

イ 「法第36条第1項第1号該当」については、法第3条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法第5条の規定（適正な取得）に違反して取得されたものであるとき、又は法第9条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されていると考えるときに、 に✓を記入してください。また、請求する措置として、「利用の停止」又は「消去」のいずれか該当する に✓を記入してください。

ロ 「法第36条第1項第2号該当」については、法第9条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）に違反して他の行政機関等に提供されていると考えるときに、 に✓を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第36条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等について

(1) 来学による利用停止請求の場合

本学の窓口へ直接来られて利用停止請求する場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）第14条の規定により、

運転免許証，健康保険の被保険者証，外国人登録証明書，住民基本台帳カード等の氏名及び住所又は居所が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や，本人確認書類の提示又は提出ができない場合は，利用停止請求窓口事前に相談してください。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して利用停止請求する場合は，(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて，住民票の写し又は外国人登録原票の写し（ただし，利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を同封して提出してください。なお，住民票の写し又は外国人登録原票の写しは，市町村が発行する公文書であり，その複写物による提出は認められません。

(3) 法定代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は，法定代理人による利用停止請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は，保有個人情報の本人の状況，本人の氏名，本人の住所又は居所です。

法定代理人が利用停止請求をする場合は，法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて，戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（ただし，利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示又は提出してください。なお，戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は，市町村等が発行する公文書であり，その複写物による提出は認められません。